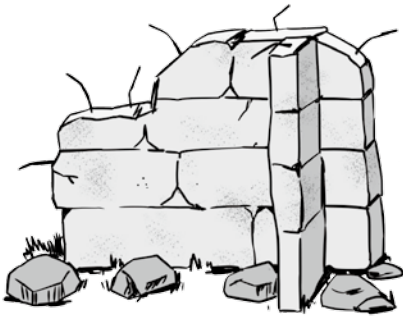


危険なブロック塀等の撤去費用を補助

■建設課（吉備庁舎）

危険なブロック塀等の倒壊による避難路の寸断を防ぐため、当該ブロック塀等の撤去費用の一部を補助します。



●補助対象となるブロック塀等

- ・道路等に面しているものまたはブロック塀等の高さが道路等の境界線までの水平距離を超えるもの。
- ・ブロック塀等の高さが道路面から60cm以上であるもの。
- ・点検表の点検項目の内容に適合しない項目が1つ以上あること。
- ・公共補償費の対象となっていないもの。
- ・当該ブロック塀等について関連または重複する補助金などの適用がないもの。

※「ブロック塀等」とは、コンクリートブロック塀・石塀・レンガ塀・土塀・その他これらに類する塀をいいます。

※「道路等」とは、国・県・町が管理する道路（里道を含む）、その他公衆の用に供する道路をいいます。

※民地同士の境界にあるブロック塀等は、補助対象外です。

●補助対象事業／次のいずれかに該当する工事。

- ・補助対象となるブロック塀等の全部を撤去する工事。
- ・補助対象となるブロック塀等の一部を撤去し、撤去後の高さが60cm未満とする工事。

※補助対象となるブロック塀等が幅員4m未満の道路等に面している場合は、当該ブロック塀等の全部を撤去する工事のみ対象となる場合があります。

●補助金額

- ・ブロック塀等の撤去に要する費用または町が定める標準工事費のうち、いずれか低い金額の3分の2分。（上限10万円）

●補助対象者／次のいずれかに該当する者。

- ・補助対象となるブロック塀等の所有者。
- ※地縁団体以外の法人を除く。（以下同じ）
- ・補助対象となるブロック塀等の所有者から当該ブロック塀等の撤去工事について承諾を得た（以下、「所有者から承諾を得た」という）土地の所有者。
- ・所有者から承諾を得た補助対象となるブロック塀等の管理者。
- ・所有者から承諾を得た親族関係にある者。
- ・所有者から承諾を得た当該地域の自治会または自主防災組織。

●申し込み方法／申請書に必要事項を記入の上、お申し込みください。

●申請書の配布・受付場所／建設課（吉備庁舎）

※申請書は、町ホームページからも取得できます。

●受付期間／5月11日（月）～12月18日（金）

※役場開庁日時に伴う。

※その他諸条件があります。詳しくはお問い合わせください。

※期間中であっても予算上限に達し次第締め切ります。

※着工後の申請は受け付けません。

その他にも補助が受けられます

耐震性を有する住宅などへの住み替えに伴う除却や、住宅の1階に設置する耐震ベッド・耐震シェルターの購入・設置の補助事業もあります。詳しくは下の二次元コードから町ホームページをご確認いただくか、建設課（吉備庁舎）までお問い合わせください。



住まいの耐震化（有田川町住宅耐震改修事業）に関するページをご確認いただけます。

